

徳務第392号
徳生企第410号
徳捜一第379号
徳交企第178号
徳公第138号
平成23年6月30日

各部課長 殿
各警察署長
(回議先 全課長)

保存期間	10年
------	-----

徳島県警察本部長

徳島県警察女性警察官採用・登用拡大推進計画の策定について（通達甲）

少子化社会の進展に伴い、警察官採用試験受験者の減少が懸念されるなか、警察官の質を確保していくためには、優秀な女性を積極的に採用していくことが不可欠であり、また、女性警察官がその能力を十分に発揮し、組織を活性化していくためには、能力や実績を有する女性警察官を積極的に登用していくことが重要である。

そこで、女性警察官の採用・登用の拡大を効果的に推進するため、別添のとおり徳島県警察女性警察官採用・登用拡大推進計画を定めたので、この計画の内容を踏まえた各種取組を推進されたい。

別添

徳島県警察女性警察官採用・登用拡大推進計画

第1 総則

1 趣旨

この計画は、女性警察官の採用目標及びその目標を達成するための基本的事項等について定めるものとする。

2 計画の目的

少子化社会の進展に伴い、警察官採用試験受験者の減少が懸念されるなか、警察官の質を確保していくためには、優秀な女性を積極的に採用していくことが必要不可欠であり、また、女性警察官がその能力を十分に発揮し、組織を活性化していくためには、能力や実績を有する女性警察官を積極的に各種専門分野に登用していくことが重要である。そこで、さらなる女性警察官の採用・登用の拡大を図り、男女共同参画の実現を目指すとともに、優秀な警察官の確保を目的としてこの計画を策定するものである。

第2 女性警察官の採用目標

平成34年4月1日までに徳島県警察の警察官に占める女性警察官の割合が10.0%となることを目標として、被採用者の質的低下の抑制を担保しつつ、女性警察官の採用の拡大に努める。

第3 目標達成に向けた取組

第2の目標を達成するため、次に掲げる施策を実施していくものとする。

(1) 採用の拡大

ア 募集活動の強化

(ア) 女性警察官応募者の質の向上を図るため、真に警察官たるにふさわしい人材を採用するための活動を推進する。

(イ) 女性警察官を各種就職説明会などの募集活動に積極的に参加させ、警察の仕事が女性にも魅力的であることをアピールし、女性応

募者の増加と質の向上を図る。

- (ウ) 募集活動には、幅広い年齢層、あらゆる分野の女性警察官を参加させ、多角的な視点で女性警察官の魅力を伝え、県内外を問わず幅広い活動ができるよう努める。

イ 採用試験の受験機会の均質化

- (ア) 女性警察官の採用試験と男性警察官の採用試験の同数実施を維持し、受験機会の均質化を図る。

(イ) 再採用の推進

状況に応じて退職した女性警察官の再採用を活用する。

(2) 登用の拡大

ア 職域(配置箇所)の拡大

- (ア) 女性警察官の配置に関しては、個々の女性警察官の経験年数、適性等を総合的に判断し、組織としての総合力を低下させない配置に努める。

- (イ) 各部門ごとに若手女性警察官に対して指導を行う女性警察官の計画的育成に努める。また、指導を行う女性警察官と若手女性警察官とのバランスの取れた配置に留意する。

- (ウ) 今までに配置されていない部署、配置困難とされている部署においても取扱事案の状況や治安情勢等を踏まえ、的確かつ円滑な職務執行の確保にも留意しつつ、女性警察官の配置数の増加を図る。

イ 教養参加機会の均等化

育児等に従事している女性警察官が警察学校での専科等に入校する場合は、入寮免除の制度を活用し、専科入校参加機会の均等化を図る。

また、さらなる入寮免除の制度の見直しを検討するなど、女性警察官がより利用しやすい制度づくりに努める。

(3) 執行力の確保

ア 体力を有する警察官の採用

さらなる採用試験の制度、基準等の見直しを図ることにより、真に警察官たるにふさわしい、執行力強化に資する者の採用を推進する。

イ 術科教養の充実

女性警察官の受傷事故を防止するとともに、執行力を強化するため、女性警察官に対する術科教養を充実させる。

ウ 女性警察官が従事することが多い業務に関する教養の充実

女性警察官が従事することが多い業務に関する教養について、採用時教養期間中からその充実を図る。

(4) 女性警察官が働きやすい職場環境づくり

ア 施設及び装備資機材の整備等

(ア) 署、交番等における女性用仮眠施設、女性用トイレ等の整備を、女性警察官のニーズに応じて、計画的に推進していく。

(イ) 警察学校の女性用宿泊施設の効果的かつ効率的な運用及び改善を進める。

(ウ) 対刃防護衣その他の装備資機材について、女性警察官の体格、体型、体力等に応じ、軽量化や女性警察官にも使いやすい装備資機材の開発及び改善を進める。

(エ) 女性警察官の被服等についても、細部が女性警察官の勤務のニーズに応じたものとなるように見直しを行い、所要の改善を推進する。

イ 妊娠、出産及び育児に対する支援

(ア) 妊娠した女性警察官及び育児に従事している女性警察官に対し、母性保護に配慮し、働きながら子供を産み育てやすい勤務環境の整備に努める。

(イ) 育児休業中の女性警察官については定員外措置とするとともに、可能な限り警察官の代替者を配置できるようにする。

(ウ) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づき策定した特定事業主行動計画により、育児休業後の職務復帰時の配置先や勤務時間に配慮するとともに、男性警察官も育児に参加しやすい職場環境づくりを推進する。

(エ) 育児休業中の警察官のいる所属は、当該警察官に対して定期的な連絡を実施するなど、組織・所属への帰属意識を涵養することにより、安心して育児休業ができるサポート体制を構築する。

ウ 相談窓口の整備等

メンター制度の導入を図るとともに、グループウェアへの女性専用掲示板の設置など女性警察官の意見及び要望を的確に把握するための制度の充実に努める。

第4 進捗状況の管理等及び計画の見直し

- 1 この計画の進捗状況の把握及び管理等は、徳島県警察女性警察官採用・登用拡大推進委員会の設置について（平成23年6月30日徳務第393号）に規定する徳島県警察女性警察官採用・登用拡大推進委員会において行うものとする。
- 2 この計画は、その進捗状況等を踏まえ、必要な見直しを行うものとする。

第5 細部の事項

この計画に定めるもののほか、この計画の実施に関して必要な細部の事項は、警務部長が定める。